

昭和六十年十一月十三日提出
質 問 第 九 号

八ツ場ダム建設に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十年十一月十三日

提出者 山口鶴男

衆議院議長 坂田道太殿

八ツ場ダム建設に関する質問主意書

群馬県知事は、十一月八日、建設省関東地方建設局長と会談し、群馬県吾妻郡長野原町に建設予定の八ツ場ダムについて、十一月十九日、生活再建案に関する覚書調印を求める方針を示したと伝えられている。

昭和二十七年に建設計画が示された八ツ場ダムについては、建設計画はもとより、当該地域住民の生活問題をめぐって多くの論議がなされてきたことは、指摘するまでもないことである。

にもかかわらず、生活再建案に関する覚書調印がなされようとしていることは、いささか唐突の感は免れないところである。

従つて、次の事項について質問する。

一 建設省関東地方建設局長は、水源地域対策特別措置法第八条について、改正することを約し

ているが、政府は、同法の改正案を国会に提案する方針であるか否か、明らかにされたい。

二 閣議決定による補償基準要綱についても、同地方建設局長は改正を約しているが、政府においては改正するつもりであるか否か、また、改正するとすればその内容はいかなるものであるか、明らかにされたい。

三 ダム建設予定地域には、別荘等明らかに補償目当ての建物等が建設されている。当該地域において長年生計を営んできた住民と、いわゆる補償金目当ての者とに対する補償措置及び同措置にかかる税法上の特別措置とが、いかなる格差もなく同等に適用されることは不公平であり、政府の方針を明らかにされたい。

四 酸性度の高い同河川において同ダムを建設し、上水として利用することは、利用者の健康に不安を与えるものである。飲料水として適していると考ええるのか、明らかにされたい。

右質問する。